

## 事業計画書

申込年月日 平成27年 7月31日			
団体名	一般社団法人中区民活動支援協会		
代表者名	会長 金子豊	設立年月日	平成22年4月6日
所在地	横浜市中区野毛町3丁目160番地4号		
電話番号	045-260-6175	FAX 番号	045-260-6176
現在運営している施設名	所在地	運営開始年月日	
野毛地区センター	中区野毛町3-160-4	平成7年4月1日	
竹之丸地区センター	中区竹之丸133-3	平成23年4月1日	
老人福祉センター 横浜市麦田清風荘	中区麦田町1-26-1	平成7年4月1日	
中本牧コミュニティハウス	中区本牧町2-351	平成7年4月1日	
横浜市柏葉公園こどもログ ハウス	中区柏葉89-1	平成7年4月1日	
上台集会所	中区本郷町2-50	平成7年4月1日	
学校コミュニティハウス 5か所	中区内	平成7年4月1日	

### <目次>

	ページ番号
1 運営ビジョン	P 2
2 団体の状況	P 3
3 職員配置・育成	P 4
4 施設の管理運営	P 5
5 事業の企画・実施	P 9
6 収支計画及び指定管理料	P 1 2
7 前期指定管理業務の実績	P 1 3

## 1 運営ビジョン 地域における老人福祉センターの役割

中区老人福祉センター周辺地域の状況・課題や地域の将来像を踏まえ、指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

市内18区に1区1館配置されています老人福祉センターの役割は、横浜市老人福祉施設条例に市内に居住する60歳以上の高齢者等への老人福祉法に規定する各種の相談並びに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための総合的な便宜の供与と謳われています。

また18区の老人福祉センターの中でも、老人福祉センター横浜市麦田清風荘（以下清風荘）は、交通の便の良さから近隣区民の利用のみならず遠方区例えば都筑区、鶴見区などからの利用者も多いことが他の老人福祉センターとの大きな違いがあります。しかしながら利用者の80%以上が中区民です。そこで中区区政運営方針の基本目標「誰もが安心と活力を実感するまち中区」をモットーに「安全・安心で健やかに暮らせるまちづくり」「地域の活力があふれるまちづくり」を基本に運営していきます。

さらに、横浜市第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画での基本目標の「健康でいきいきとかつやくするために」での施策の展開としての老人福祉センターの運営を行います。運営としては美術・音楽等の文科系からダンス・体操などのスポーツ系までの幅広い講座を開催するなど引き続き高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場としての魅力を高めていきます。

中区では、一人暮らしの高齢者や高齢の夫婦だけで暮らす世帯は高齢者が居る世帯の約62%を占めており、高齢者が安心して安全に暮らせるまちにすることが求められています。

このため、気軽に健康や暮らしの相談ができるよう努めるとともに、防犯や防災対策に関連した催しや講座を開催する等高齢者が地域で安心して安全に暮らせるまちづくりに貢献します。

（具体的な取組）

### (1) 満足度の高い・ニーズに応える「趣味の教室」の開催

教養の向上および趣味を通じた生きがいづくりや健康増進のために、生活様式及び価値観の多様化をふまえて、利用者の満足度の高い、多様なニーズに応えた「趣味の教室」を開催します。

### (2) 独自のサロンやクラブの実施 - 教室を超えた仲間づくりや地域との連携

自主事業として「パソコンサロン」を実施しています。また、センターの自主的な取組みとして「畑クラブ」を行なっています。

### (3) センター内の交流の促進

この他、利用者の親睦のため春と秋の「清風まつり」、「さくらまつり」、サークルの発表会である「お楽しみクリスマス会」を開催しています。

### (4) 年齢にとらわれない交流の実施

内容によっては「60歳以上」の枠にとらわれずに、地域の人に施設を体験してもらう事業を行なっています。

### (5) 地域の組織や団体との連携

地元の地区社協、老人クラブと連携して「お楽しみ食事会」、「さわやか歩こう会」、「シニア大学」「盆踊り大会」等の事業と連携していきます。

### (6) 中区福祉保健センターとの連携

中区福祉保健センターと連携して「健康教室」、「栄養相談」、「介護予防プログラム」を実施していきます。

### (7) 障害者に対する支援

センターでは、障害者への対応をはかるため、区が行う障害者支援（運動、グランドゴルフ）を応援していきます。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念・基本方針・業務実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

#### (団体の理念や基本方針)

当協会の役員は中区社会福祉協議会会長など地域代表者で構成され「施設の管理運営と区民の自主的な活動の支援を通じて、活力とふれあいのある快適な地域社会の実現」を理念とし、次の基本方針で臨んでいます。

(1) 利用者満足度の向上を常に図りながら、多数の人に有効に使われることを最大の目標とする。

(2) 地域住民の交流を促進することで、地域コミュニティの活性化を図る。

(3) 子育て・高齢者支援、障害者支援、多文化共生などの区の重点施策を共有し、支援する。

(4) 継続的に安定した事業を行うために、効率・効果的な運営を行う。

以上4つの方針に基づき、各館の創意工夫を効果的に引き出し、「笑顔・親切・安全を基本にして、私たちは、全ての施設は地域と利用者のためにあるということを基本に、あらゆる可能性を追求し、実現します。」をモットーとした館長憲章の下、施設運営を行います。

#### (業務実績等)

当協会はこの20年間、地域密着の運営と地域コミュニティの醸成や住民の連帯意識の形成に努めてまいりました。また、平成23年度からの4年間で、年間利用者は44万人から48万人と10%増加させました。

### (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無、財政状況の健全性、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

#### (予算執行状況)

平成26年度決算における執行状況については、収支決算書のとおり、法人全体の当期収支差額がプラスとなっていることから、健全な経営を行っているといえます。

#### (法人税等の滞納の有無)

法人税納付業務は、会計事務所と業務委託契約し、適正に納付しています。納税漏れ等はありません。また、日々の経理処理は、税理士の指示・指導に基づき、適正に処理しています。

#### (財政状況の健全性)

財政状況の健全性を確かめる指標である流動比率（流動資産／流動負債）は、平成26年度末において、300%です。100を超えており、短期的な支払能力は問題ないと考えています。また、自己資本比率（純資産／総資産）についても、平成26年度末において、67%と健全性の高い状況となっています。

#### (安定した経営ができる基盤等)

当協会の財源は横浜市からの委託料収入と各館で行っています自主事業収入で構成されています。一方、限られた財源の中での支出は、人件費が主ですが各館では光熱水費を中心に経費の節減に努めています。その結果26年度末で正味財産2883万円となりました。

### 3 職員配置・育成

#### (1) 所長（・館長）及び職員の確保、配置

老人福祉センターを運営していく上で、所長（・館長）（予定者）及び必要な職員の確保、適正な配置について、その考えを記載してください。

##### 1 職員の配置及び採用について

(1) 所長 1 名を配置します。

(2) 主任 1 名を配置します。公募により適任な人材を採用し成績評価を前提とした雇用形態とします。

(3) コミュニティスタッフ 10 名（午前 5 名、午後 5 名）を配置します。

スタッフは公募により、地域コミュニティの醸成という施設設置の趣旨に適した人材を採用します。勤務についての評価を行い、次年度の契約更新に活かします。

(4) 職員の勤務体制はセンターの運営に支障がないように、ローテーションを組みすべてのスタッフがどこの部署でも、何時いかなる場合でも対応出来るように体制を組んでいます。

#### (2) 職員の育成・研修

老人福祉センターの機能を発揮するための、人材育成及び研修計画について、記載してください。

##### (人材育成及び研修計画)

次の項目に重点を置きながら、「利用者本位の視点に立った運営管理」を目指します。

##### (1) 業務研修

朝・夕毎日行うミーティングにおいて、その日にあった事例を庶務担当者が報告し反省と討論を行います。また、苦情等の事後処理について事例に即して効果的な研修を行っています。

##### (2) 接遇研修

利用者の好感度の第一は接遇であることを念頭に置き、心地よい快適で良質な接遇・手際の良い的確かつ迅速な対応・常に高齢者に安全で清潔な施設運営をします。

##### (3) 人権研修

当協会が主催する人権研修に全員参加します。

##### (4) 個人情報保護の取扱いについての研修

個人情報の取扱い並びに横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任等について周知徹底します。

一方、個人情報の保護に関する条例に係わる受託者の義務について個々具体的に検証を行い、万全を期してきました。今後も引き続き、法令の趣旨に即し、個人情報の適切な管理及び運用を次のとおり図っていきます。

##### (ア) 周知の徹底

協会内部に個人情報保護推進委員会を設置しています。また「個人情報保護方針」を制定し各館に掲示、公表し個人情報の厳正な取扱いを徹底しています。

##### (イ) 問題発生時の対応

個人情報の保護に関して疑念及び問題が生じたときは、早急に事実関係を調査し、対応をします。

##### (ウ) 法令の遵守

職員、スタッフに対しては所長の責務として個人情報取扱特記事項を遵守し、利用・取得に関するルール、適正・安全な管理、第三者提供に関するルール、開示等に応じること・利用停止請求ルール、罰則等についての研修を実施し法令を遵守します。

#### 4 施設の管理・運営

##### (1) 施設及び設備の維持保全及び管理・小破修繕の取組み

施設の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検など）計画及び、修繕計画の考え方を記載してください。

老人福祉センター麦田清風荘は、昭和63年2月に鉄筋コンクリート2階建てとして、開設となり、平成27年2月で27年経過しています。現状は、経年劣化により、特に設備関係に老朽化が目立ちます。

老人福祉センター麦田清風荘は、横浜市民60歳以上の元気な方が利用できる施設です。安全・快適にそして安心して利用していただけるように、建物及び設備の適切な管理を行うため、関係法令に従い保守点検を行うほか、施設の破損及び汚損に対する予防に努め、日常のてんけんを行い、不具合を発見した場合は、施設の運営に支障をきたすことなく、直ちに保全措置を行います。その結果については、市に報告します。これからもより多くの利用者に使用していただくために長寿命化に向けて施設・設備の維持保全を計画的に行ってまいります。

##### （維持保全計画及び修繕計画）

- 1 設備の日常的な保守・点検は、故障などで利用者にご迷惑が掛からないように、消防法等の法規に基づいた委託業者による、定期的な点検・整備を行っています。

主な委託業務は、設備総合巡視点検・自家用電気工作物保守点検・自動ドア保守点検・機械警備・消防用設備点検・日常清掃などの保守点検です。

これらの点検で見つけた保守修理は、直ちに保全措置を行います。

ただし、基本協定書に基づき、1件60万円以上の修理は、横浜市が対応することになっていきますので、早急に市に連絡をし、対応を仰ぎます。

- 2 修繕計画としては、横浜市公共施設の保全・利活用基本方針に基づく「建築物簡易点検」を毎年行い、市に報告します。目的は異常の兆候の早期発見であり、これにより、適切な処置をすることで、故障などによる業務への大きな支障や災害の発生等を未然に防ぎ、修繕に必要な出費を最小限度に食い止めることが可能となります。

### (3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応及び防災に対する取組

事件・事故の防止体制や、事故発生時・緊急時の対応（急病・災害時の対応など）、連絡体制などに具体的に記載してください。

#### （基本的な考え方）

日頃から発生した事件・事故については、全体会議・朝夕のスタッフミーティングなどで情報を共有し、施設関連では館内の点検により未然に事故を防ぐ体制をとっています。

また、事件・事故が発生した場合には、早急に区役所・市役所に連絡し、連携のうえ対応します。防犯や防災に対しては、犯罪や災害時発生時に協力体制が取れるように、地域と協力関係を築いていきます。また災害発生時は、区役所との連携を十分取れるよう対応します。

#### （事件・事故の対応について）

当協会では「事故・事件の発生時における危機管理のあり方について」を定めています。

当センターでも、事件事故発生時の即応体制について、緊急連絡網や初動体制など日頃の訓練を通じて、いざという時には数分で参集し、利用者の避難誘導の最優先を図るなど危機管理を徹底しています。

#### (1) 防犯への対応

当協会では、この施設内外での犯罪防止のため、職員が随時巡回するほか、常時、利用者との情報交換を行っています。

この他、当センターでは他の区民利用施設と合同で、県安全防災局、山手署の指導を受け、不審者対策を実施しています。

また、警備会社と業務委託契約し、夜間・休館日の防犯対策を講じるほか、隣接の麦田町交番に随時のパトロールを依頼しています。

#### (2) その他、緊急時の対応について

急病人がでた時に備えて、防災訓練の際に、救急車要請の訓練も併せて実施して、職員・スタッフが的確に、躊躇することなく対応ができるようにしています。

また、AED(自動体外式除細動器)を設置済みであり、緊急時に使えるよう毎日インジケータの点検を行い、救命が必要な緊急時に備えています。また、毎年、職員全員が日本赤十字社による応急手当法を受講しています。この結果、当センターは救命講習修了者常駐施設の認定施設となっています。

## (2) 防災に対する取組

市（区）防災計画を踏まえ、地域との連携を図るためにどのような取組みができるか記載してください。

### （基本的考え方）

横浜市震災対策条例第8条に定める事業者としての基本的責務並びに横浜市防災計画及び中区防災計画に基づく施設管理者としての責務を果たします。

### （地域との連携を図るための取組み）

防災については、災害発生時、直ちに所定の消防計画に基づき自衛消防隊を立ち上げるなど、必要な措置を取れる体制となっています。

- ・ 役割分担表・非常放送マニュアルを事務所に貼付し日ごろから確認します。
- ・ 避難経路・消火器・消火栓設置場所記載ボードを1階受付前に判り易く設置しています。
- ・ 消火訓練を麦田地域ケアプラザと合同で年1回実施しています。緊急時には直ちに応援に駆けつけるなど相互に応援、協力をし利用者の避難誘導等安全を図ります。
- ・ 避難・防災訓練を年1回利用者の避難を第一優先に実施し不測の事態に万全を期しています。
- ・ 今後、区と協定を結び特別避難場所として位置づけ整備します。この間、地域における緊急の場合にはいつでも受け入れられる避難施設として柔軟に対応します。

## (4) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者の意見、要望、苦情等の受付です方法ですが、概ね次のように考えます。

- (1) 基本は、日頃の利用者とのふれあいやコミュニケーションが肝心といえます。これにより直接、意見、要望、苦情等をスタッフが受けとめています。  
スタッフが受けた意見等は、書面に記録し、その内容について、所長に報告します。
- (2) 意見箱の設置  
館内1階と2階に意見箱を設置し、意見等を手軽に寄せていただく手段として設けています。
- (3) アンケートの設定  
「趣味の教室」終了時等一定の時期をとらえ利用者からアンケートを収集しています。
- (4) 利用者会議の開催  
団体利用者の代表が集まる会議で、意見等をお聞きします。回答できる案件は、その場で回答します。
- (5) 地域連絡会の開催  
評議機関である地域連絡会の委員には、第3地区連合町内会会長をはじめ様々な方が就任しています。色々な立場、視点から情報、意見等を頂戴しています。  
意見等の対応ですが、差出人が明確な場合は、また回答を求めている場合は状況を確認し、電話等で差出人に回答します。行政対応の場合は、行政に報告し、行政に回答します。  
回答などの周知については、館内掲示・清風たより・ホームページなどで行います。  
頂いた意見等は職員・スタッフ全員出席する全体会議や朝夕のスタッフミーティング時で報告するなどし、情報の共有化を図り業務改善のための糧として有効に活用していきます。  
なお、苦情について、第三者による対応の希望を想定し、第三者委員（外部委員2名）の設置をしています。

(5) 個人情報保護・情報公開への取組

個人情報の保護や法人の運営状況等の公開などについて、具体的に記載してください。

(個人情報保護・情報公開)

基本的には個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例等を及び遵守し、業務の実施に関して知り得た個人情報の遺漏、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理に努めます。センターでは、管理運営の透明性を確保し信頼を得るため情報公開をすすめています。いつでも、誰もが事業計画書や事業報告書、審議機関である地域連絡会の会議録等が閲覧できるようにしております。また、意見、要望等、利用者からの声を匿名で公表しています。公表は、案内板に掲示するなどして行います。同様に、ホームページでも紹介しています。このように、情報はできるだけ地域、利用者に還元するようしております。

さらに、個人情報保護についての研修を行い、個人情報の取扱い並びに横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任等について周知徹底します。

(個人情報保護の取扱いについての研修)

個人情報の取扱い並びに横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任等について周知徹底します。

(個人情報の保護の措置について)

個人情報の保護に関する条例に係わる受託者の義務について個々具体的に検証を行い、万全を期してきました。今後も、法令の趣旨に即し、個人情報の適切な管理及び運用を図っていきます。

1 周知の徹底

協会内部に個人情報保護推進委員会を設置しています。また「個人情報保護方針」を制定し各館に掲示、公表し個人情報の厳正な取扱いを徹底しています。

2 問題発生時の対応

個人情報の保護に関して疑念及び問題が生じたときは、早急に事実関係を調査し、対応をします。

3 法令の遵守

職員、スタッフに対しては所長の責務として個人情報取扱特記事項を遵守し、利用・取得に関するルール、適正・安全な管理、第三者提供に関するルール、開示等に応じること・利用停止請求ルール、罰則等についての研修を実施し法令を遵守します。

(6) 人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

環境への配慮、人権尊重への取組、市内中小企業優先発注などについて、具体的に記載してください。

(環境への配慮)

環境への配慮としては、センターで出すごみは、ヨコハマ3R夢推進のため、適切な分別を行うとともに、横浜市のごみルートで処理するなど環境へ配慮した事務対応を行います。

一方、施設管理において、日々電気・ガス・水道の節約に努め、排出するエネルギーの省力化に努めます。また、コピーや印刷の際には、裏紙使用で済むものは、積極的に裏紙使用をし、コピー用紙はリサイクル用紙を購入します。

(人権尊重)

個々人の人権を尊重することは、基本的なことあり、日々忘れることがないように当協会が、主催する人権研修に全員参加します。

(市内中小企業優先発注)

指定管理者として横浜市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、修繕工事等の発注、物品及び役務の調達等に当たっては市内中小企業への優先発注に努めます。



## 5 事業の企画・実施

(1) 事業計画、事業展開（老人福祉センターの基本的な機能について）
高齢者の社会活動を支援する場の提供や、各種相談、並びに教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供など、魅力的かつ具体的な事業計画、事業展開を記載してください。
老人福祉センターの役割は、横浜市老人福祉施設条例に市内に居住する60歳以上の高齢者等への老人福祉法に規定する各種の相談並びに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための総合的な便宜の供与と謳われています。この目的を具現化するための教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供としての事業計画・事業展開の考え方は次のとおりです。 1 満足度の高い「趣味の教室」の実施 利用者に魅力ある講座の提供を行います。講座を企画する際には、利用者のアンケートを参考に、興味のある講座を春（4月～9月）・秋（10月～3月）に企画していきます。 2 ニーズの高い自主事業の実施 スポットで行う「自主事業」は、タイムリーなもの例えば「経済関係」「医療費関係」などをテーマとした企画を提供します。 3 利用者全員対象とした事業 5月に春の清風まつり、9月に秋の清風まつり、12月にクリスマス会を2階大広間を中心に行います。 4 清潔な部屋の提供と公平な部屋利用 利用者に清潔な部屋で利用していただくとともに、公平に部屋利用していただけるよう運営していきます。
高齢者の健康づくりや介護予防の推進についての具体的な取組みを記載してください。
体力向上・認知症予防などの体操教室・介護予防講座を企画・運営することで、健康づくりや介護予防に対する意識付けや取り組むきっかけをつくります。また、講座や事業終了後も継続して自発的な健康づくり・介護予防ができるよう支援します。 （高齢者の健康づくりや介護予防の推進についての具体的な取組み） (1) 介護予防プログラムの重点的な実施 中区は高齢化率が高く、今後も後期高齢者の増加が顕著となります。このため、当センターでは、交通に便利な立地条件を活かして区と協働し「はつらつシニアプログラム」をはじめとした介護予防プログラムに積極的に取り組みます。健康づくりはセンターの設置目的の要であり、今後とも力を注いでいきます。 (2) 健康体操の実施 高齢者が体を動かす、声を出す、手先を動かす、新しいことに挑戦する等を目的に、さまざまな講座を教室に取り入れています。とりわけ運動系では積極的に健康体操を行っています。 (3) 「さわやか歩こう会」、「中途障害者支援」の応援 介護予防の視点から、地域の保健活動推進委員会が行う「さわやか歩こう会」、中区福祉保健センターが行なう「中途障害者支援」を応援しています。 （高齢者の生活相談、健康相談、助言等について） (1) 生活習慣病をテーマにした健康教室の実施 センターでは毎年、中区福祉保健センターと共催し、主に生活習慣病をテーマに健康教室を開いています。ここでは、壮年層をも対象に血流測定等を行う他、保健士、栄養士による健康体操、生活改善・栄養指導を行っています。 (2) 気軽に受けられる健康相談の実施 また、当センターが推奨し地元の社会福祉協議会が開催している給食会においても、参加者は気軽に健康相談を受けることができます。（隔月開催） (3) 地域ケアプラザと連携した介護相談等の実施 なお、日頃利用者から介護等の相談があった時には、隣接の地域ケアプラザと連絡をとり、必要な情報やサービスが受けられるようにしています。

## (2) 施設の利用促進

質の高い接客サービスを提供するための取組み（高齢者の仲間づくりの支援や個人利用者に配慮した内容）を記載してください。

質の高い接客サービスを提供するための取組としては、次のことを実践していきます。

### 1 利用者への挨拶の励行

朝夕の挨拶は勿論のこと、退館時での挨拶も行い、利用者との距離をより身近な距離とした対応を心がけていきます。

### 2 気軽に相談できる窓口対応

- (1) センターに来た利用者から「余暇活動としてどのようなサークルがあるか」などの相談があった時に、利用者の立場に立った説明・対応をします。
- (2) サークル活動の基本情報を整理しておき、相談の際即座に的確に回答できるようにします。
- (3) 希望するサークルへの連絡などアフターケアの充実化を目指します。

### 3 清潔な部屋と公平な部屋利用

清潔感あふれる部屋でサークル活動が行えるよう、日々の清掃・整理整頓をきちんと行います。

利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組みを記載してください。

利用者数の増加等については、センターの存在を広く知っていただき、利用者がまた使用したいと感じていただくことが大切と考えます。

そのためには、(1) PR 活動 (2) 魅力ある講座等の事業実施 (3) 清潔な施設維持 (4) 気持ちの良い接遇など多方面からの取組が必要と考え、実践していきます。

#### (1) PR 活動

横浜市の広報紙に「老人福祉センター」の記事を掲載します。  
町内会掲示板・各市民利用施設などに事業 PR ポスターを配架します。

#### (2) 魅力ある講座等の事業実施

開講する講座等がマンネリ化をしますと利用者が少なくなる傾向になりますので、ニーズを的確に掴み、魅力ある講座等を行います。

#### (3) 清潔な施設維持

折角ご利用いただいた部屋が、汚いなど清潔に欠ける状態ですと、次回の使用が期待できません。そのためにも、日々の清掃・整理整頓を行います。

#### (4) 利用者の立場に立った接遇

利用者が感じの良い対応を受け留めていただくには、接客時の第一印象を良く受け取っていただくことが一番に大切と考えます。そのためにも、当協会のモットーである「笑顔」「親切」「安全」を実践していきます。

### (3) 地域、他の施設・団体との連携・協力

地域における福祉増進の取組や、その他地域連携に対する取組、近隣施設や自治会町内会など地域の団体との連携等について具体的な取組みを記載してください。

センターの立地場所の関連では、中区第3地区社会福祉協議会、中区第3地区町内会連合会、中区老人クラブ連合会、麦田地域ケアプラザそして中区役所が連携する団体となります。

福祉増進の取組みとしては、センターで行う体操系を中心とした「趣味の教室」「自主事業」の実施、そして中区福祉保健課、高齢・障害支援課と共催で行う座学としての「健康教室」と併せて「血流測定・骨密度測定」などの健康増進事業を行います。

中区第3地区社会福祉協議会との連携は「お楽しみ食事会」「さわやか歩こう会」などの社会福祉協議会が行う事業の支援を行っています。

中区第3地区町内会連合会との連携は、センターが実施する事業等のPRを行うため各町内会の掲示板への配架・各家庭への各戸回覧等の協力をいただいています。

中区老人クラブ連合会との連携は「シニア大学」「盆踊り大会」「社交ダンス」等の事業を支援しています。

その他地域連携としては、麦田町商店街との七夕・ハロウィン事業での協力を実施します。

近隣施設としては、麦田地域ケアプラザとの連携があり、プラザから講師を派遣してもらいセンター職員・スタッフを対象とした「認知症について」の講座の実施や共同防災訓練を行うなど連携を深めています。また、利用者から介護等の相談があった時は、相談窓口として麦田ケアプラザを紹介するなど迅速な対応ができるようにしています。

## 6 収支計画及び指定管理料

指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方や修繕費への配分などについて、施設の特性を踏まえて記載してください。

- 1 電気設備・清掃・消防設備・エレベータなど維持管理費については、専門業者による業務委託を行い適切な管理を行います。
- 2 建物も経年劣化を起こしていますので、修繕箇所が多くなっています。そのため修繕費が不足する事態が見込まれます。区と調整のうえで計画的に修繕を行います。
- 3 事務費の執行にあたり、より廉価な文房具等を探し、購入し経費のより一層の節減を図ります。

## 7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

前期の指定管理期間における老人福祉センター事業の実績を記載してください。

### 1 充実した「趣味の教室」の実施

第2期指定管理期間、利用者アンケートなどを参考に講座を開講してきました。  
平成26年度は13講座を開講し、延べ受講者数は1564人となりました。

### 2 多彩な自主事業の実施

高齢者が利用する施設として健康講座（健康教室・血流測定など）の充実を図る一方、教養を高めていただく分野として文学・経済等例えば「司馬遼太郎文学からみる横浜」「どこへ行く日本経済」「医療費ゼロの生活習慣」など多彩な自主事業を行いました。清風囲碁大会も4回目を数えました。

### 3 利用者の拡大

平成26年度利用者実績数としては、約65000人の利用がありました。1日平均191人  
平成23年度以降低減傾向にありましたが、歯止めがかかりました。

### 4 指定管理者第三者評価での優良判定

指定管理を受けている間に、第三者評価を受けることになっています。平成26年度に指定管理者第三者評価による業務判定を受け、優良判定を受けました。

### 5 地域等との多彩な連携

中区第3地区社会福祉協議会が主催する「お楽しみ食事会」「さわやか歩こう会」などの事業支援として会場の提供・PR等を行いました。

中区老人クラブ連合会とは、「シニア大学」「盆踊り大会」「カラオケ大会」などの事業支援として会場の提供・PR等を行いました。

麦田地域ケアプラザとは、利用者が介護等の相談がすぐできるように連携しました。また合同で消防訓練を行いました。さらに麦田地域ケアプラザが主催する「地域ふれあい連絡会」に参加しています。

近隣商店街との連携としては、商店街振興事業としての「ぬり絵」大会、シンボルキャラクターの展示（交通安全週間啓発運動との共催など）などを支援しました。

平成27年度は近隣学童保育と交流し、学童を利用する児童が大広間を利用する利用者に歌を聴かせるなどの世代間交流を実現させます。

### 6 中学生・看護学生の研修受け入れ

として、区内の2中学校（平成26年度実績：延べ8人）が体験学習の場としての利用がありました。

また、1大学・2専門学校（平成26年度実績：延べ98人）の老年看護実習の場としての利用がありました。

### 7 利用者アンケートからみる施設利用及び職員対応の満足度

平成26年度実施した利用者アンケート（566人回答）では、施設利用満足度は99%満足でした。また職員の対応についても99%満足との会との回答を得ています。